

★育児・介護休業法に関する情報の公表について★

【男性職員の育児休業等の取得状況】 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

育児休業等の取得割合（育児休業等をした男性職員の数÷配偶者が出産した男性職員の数）

育児休業等を取得した男性職員の数	0
配偶者が出産した男性職員の数	5
取得割合	0.0%